

広島市景観計画の「屋外広告物に関する基本方針」に基づく規制・誘導について

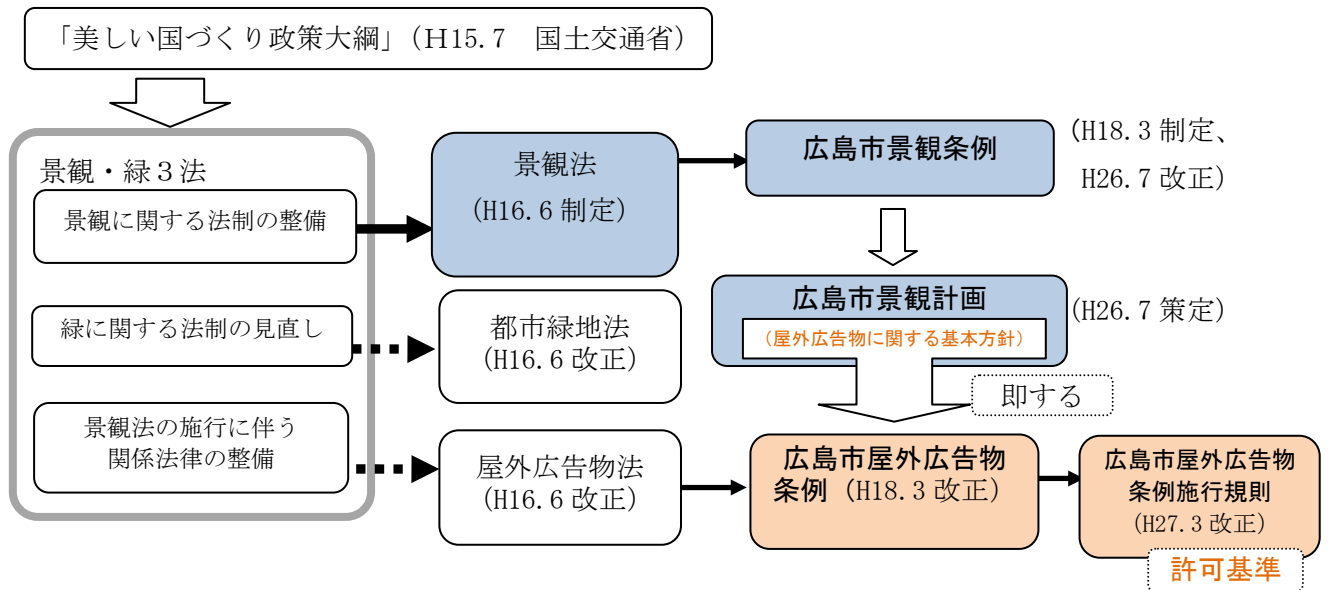
1 趣 旨

本市では、「美しく品のある都市景観の創出」を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市景観計画」を平成26年7月に策定し、平成27年1月から運用開始しています。

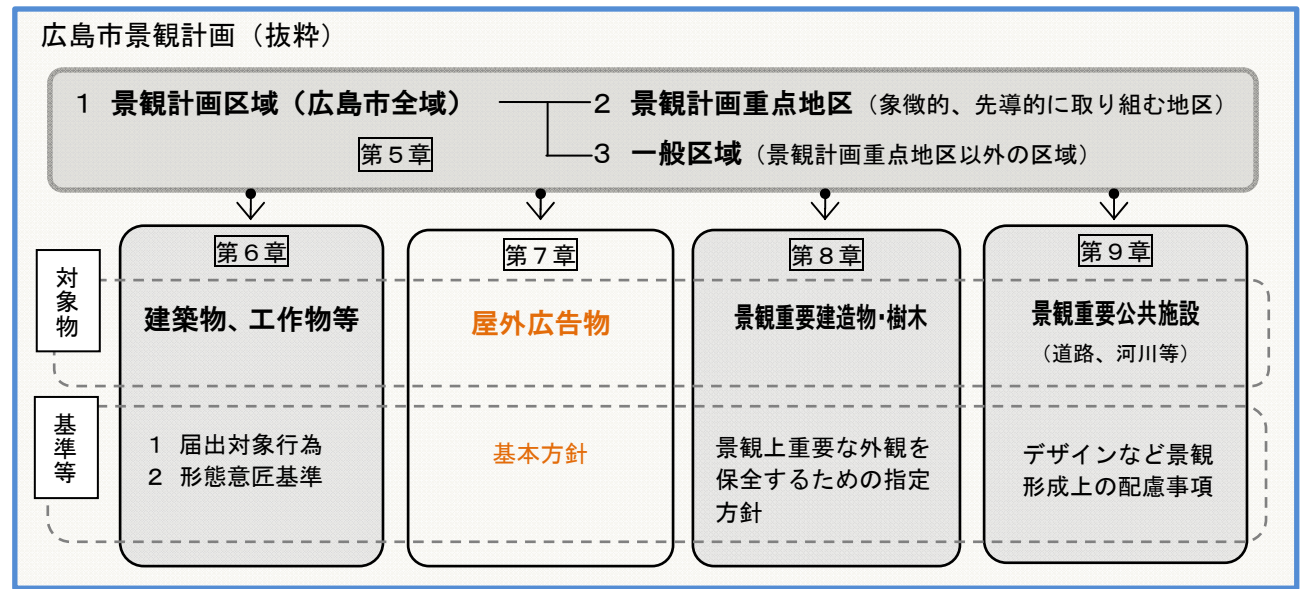
建築物や工作物とともに、景観を構成する重要な要素である屋外広告物についても、広島市景観計画に基づき屋外広告物条例施行規則に定める許可基準の改正や景観形成広告整備地区（※）への指定等を行うことにより、本市の良好な景観形成に向けた取組の充実を図ります。

（※）**景観形成広告整備地区**（広島市屋外広告物条例第12条）
景観計画区域のうち、屋外広告物について特に良好な景観を形成する必要がある区域を市長が指定し、良好な景観を促進するための指針（屋外広告物景観形成指針）を定めます。

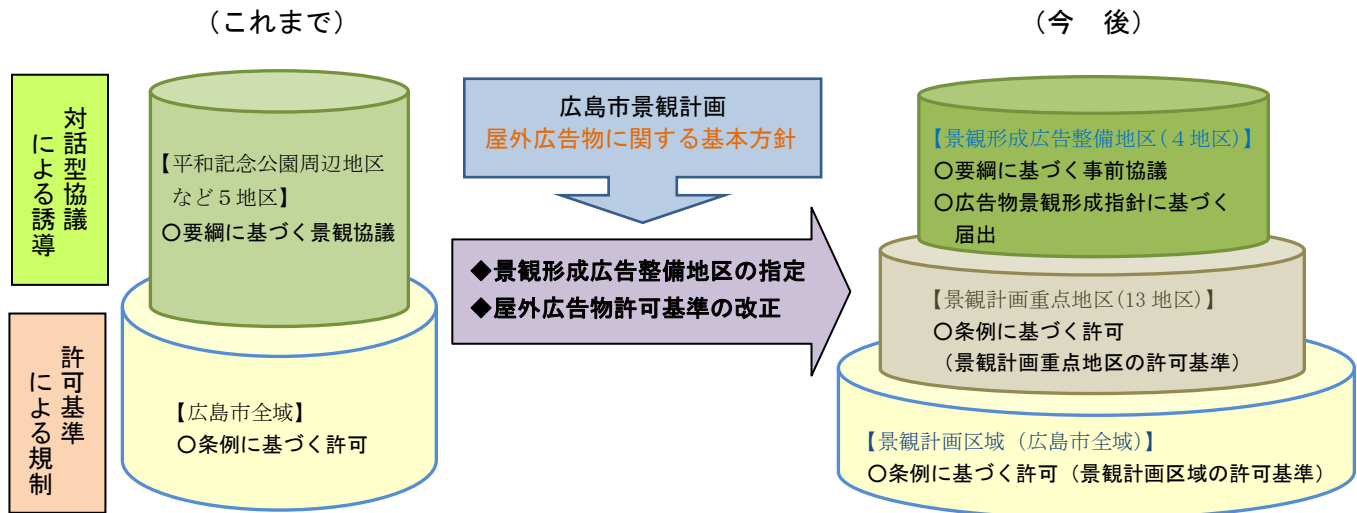
2 景観法並びに屋外広告物法との関係



3 広島市景観計画における屋外広告物の位置づけ



4 屋外広告物に関する規制・誘導の枠組み



※ 景観形成広告整備地区は、景観計画重点地区（13地区）内で、現行の要綱に基づき景観を形成し、引き続き対話型の景観誘導を必要とする4地区を指定します。

景観形成広告整備地区（4地区）	景観計画重点地区（13地区）
◎原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 ◎平和通り沿道地区 ◎縮景園周辺地区 ◎リバーフロント・シーフロント地区	（左記4地区）、不動院周辺地区、広島東照宮・國前寺周辺地区、広島城・中央公園地区、西風新都地区、広島駅新幹線口地区、広島駅南口地区、広島市民球場周辺地区、都心幹線道路沿道地区、宇品みなと地区

5 主な規制・誘導の内容

規 制 ・ 誘 導 項 目	適用地区
対話型協議による誘導（要綱に基づく事前協議・景観形成指針に基づく届出）	
ア 許可が不要な物件については、 <u>届出が必要</u>	景観形成広告整備地区 4 地区
イ <u>広告物景観形成指針</u> を定め、 <u>適合努力義務を付加</u>	
許可基準による規制（条例に基づく許可）	
ア 広告物の <u>色彩の規制</u>	広島市の一部 （景観計画重点地区 1 3 地区）
イ 広告物の <u>設置高さの制限</u>	
ウ <u>屋上広告物の設置の制限</u>	
エ <u>自家用広告物への限定</u> （第三者広告の禁止）	
オ 壁面利用広告物の <u>総量規制</u>	広島市全域（景観計画区域）

6 スケジュール

平成26年	9月	景観審議会・市民意見募集
	12月	景観審議会（答申）
平成27年	3月	規則の改正、景観形成広告整備地区の指定等
	7月	運用開始